

区市町村立中等教育学校への対応について

1 基本的な考え方

- (1) 地方分権が本格的に展開する中、地方分権一括法による地方自治法の改正により、高等学校（中等教育学校を含む）の設置主体として、区市町村も都道府県と同じ位置づけとなった。
- (2) 区市町村が主体的に中高一貫教育校を設置しようとする際は、都として積極的に支援を行う。
- (3) 中高一貫教育校の設置に際し、区市町村が都立高校の移譲を希望する場合、移譲を希望する理由が妥当と判断され、移譲後の当該校の充実・発展のために必要な条件が整う場合には、都立高校を移譲する。

「中高一貫教育校の整備に関する検討委員会報告書」

- ・「条件が整う場合には、区市町村が独自のニーズに基づき、中等教育学校及び併設型中高一貫教育校を設置することを期待する。」こととし、都として情報提供等必要な支援を行う。

2 千代田区への対応

- (1) 上記の「基本的な考え方」を踏まえ、千代田区の中教育学校の設置に対して、必要な支援を行う。
- (2) 以下の条件が整う場合には、九段高校を移譲する。
 - 区側が移譲を希望する理由が、何故移譲対象の高校なのかが明確であり、かつ、それが妥当なものであること。
 - 区立学校に移行後も、学校の一層の充実・発展が図れると判断できること。
 - 区立中等教育学校において、区外の生徒の受け入れをどの程度認めるかは、協議会における協議により決定すること。
 - 運営経費等に関する財政的措置、人事上の措置等に関し、移譲後も、十分に区側が対応できると判断できること。
 - 財産の譲渡条件が妥当なものであること。
- (3) 協議会の設置
 - 東京都及び千代田区による協議会を設置し、具体的な条件について協議を行う。
 - 協議会の協議結果等については、適宜公表し、広く学校関係者（同窓会等）や区民の意見を聴取する機会を設ける。